

診断がついた時や、若年性認知症支援 コーディネーターに相談した時の気持ち

- とりあえず、何が原因かわからない状況からは抜け出せました。
- 病気だと伝えたら、職場の人が優しくなって仕事の配慮をしてくれるようになりました。
- これからどうなるかわからないけど、何かあったらここに相談すれば良いのだとわかったことがよかったです。
- 60歳過ぎているし、職場に迷惑をかけるのが嫌で退職しようと思っていたんです。でも、相談して傷病手当金や失業保険のこと教えてもらったのはとても助かりました。
- 障害者手帳や障害年金は気持ちがついていかず、すぐに申請はできなさそうです。でも情報を持っているといないとでは大きな違いです。



千葉県ホームページもご覧ください。
【ご存じですか？若年性認知症について】パンフレット
【いまここカフェ通信】のほか、講演会の情報や、
その他の関係機関が載っています。



コチラを読み込み

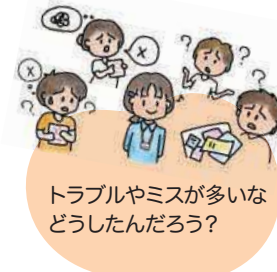
若年性認知症も 早めの受診が重要です

65歳未満で発症した認知症を『若年性認知症』と呼んでいます。認知症は誰にでも起こりうることです。原因疾患は様々で、早期治療で進行を遅らせることができるものもあります。

また診断後に利用できる制度には初診日が関係するものがあります。早めの受診が重要ですが、本人が気づいていない状況なら、周囲のサポートが必要です。若年性支援コーディネーターは、勤務先の方からの相談にも応じます。まずはご相談ください。

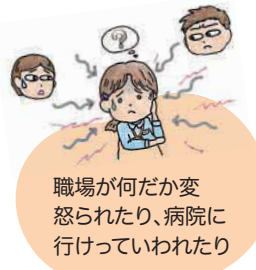


私は今日も仕事
頑張ってる！



トラブルやミスが多いな
どうしたんだろう？

本人と周りの気持ちは違うかも



職場が何だか変
怒られたり、病院に
行けっていわれたり



どうも変な感じがする
病気かも？

千葉県若年性認知症専用相談窓口
043-226-2601(直通)
月・水・金 9時～15時(祝祭日年末年始除く)

※相談時間等は変更の可能性あります

千葉県若年性認知症専用相談窓口 パンフレット作成委員会 令和5年1月作成

若年性認知症の 診断がついたら

“**すぐに**”若年性認知症支援
コーディネーターに相談を



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

「知らなかった！」

「知っていたら違っていたかも・・・」

そんな不利益を無くす為に、若年性認知症と診断された方と一緒に、このリーフレットを作りました。

仕事を辞めるなど重大な決断をする
前に、ぜひご相談ください。

千葉県若年性認知症専用相談窓口
043-226-2601(直通)
月・水・金 9時～15時(祝祭日年末年始除く)

※相談時間等は変更の可能性あります

千葉県若年性認知症専用相談窓口 パンフレット作成委員会 令和5年1月作成

若年性認知症支援 コーディネーターの役割

01 お話を伺い、 これからのことを一緒に考えます

「これからどうなるの？」
「どうしたらいいの？」
お気持ちをそのままお話しください。
これからのことを一緒に考えて行きます。
診断されたご本人やご家族だけでなく。
勤務先や支援者の方もお相談ください。

02 利用できる制度を紹介します (経済的なものの例)

仕事を続ける工夫や、会社に言いたくない、
間に入って欲しいなどの相談にのります。

診断が
ついたら

自立支援医療

医療費補助
税金控除があります

初診日から
6ヶ月

精神障害者保険
福祉手帳

初診日から
1年6ヶ月

障害年金

障害年金は、
働きながら
もらえますよ

退職を
決める前に

傷病手当金
(最長1年6ヶ月分)

事前に障害者手帳を
取っておくと、失業給付
が延長されますよ

退職 65歳

基本手当(失業給付)
※障害者手帳で最大
360日給付

65歳で障害年金
か老齢年金が選択
障害年金は非課税
です

02 「つどい」で交流を深めます

若年性認知症のつどい
「いまここカフェ」



「いまここカフェ」はピアサポートの場です。

ピアサポートは同じ境遇にある方々が仲間同士
で支え合う場です。若年性認知症と診断された人
やご家族が参加しています。

何かがおかしいけれど...

受診前

の気持ち



寝れば治る、じゃなくて。
頭が重い感を
ずーっとひきずる感じです。

これって何なのか検索しても、
納得できる答えがなかったん
ですよ。
認知症のチェックリストをして
も「そこまでは当てはまらないな
...」と思っていました。



覚えていようとするんですが
難しかったです。

記憶がポカッと抜けるのは
仕事のストレスだと思ってた
んですよ。でも仕事がひと段落
しても治らなくて。



*初診日は「手帳交付を求める精神疾患について初めて医師の診察をうけた日」ですので、診断書作成医療機関での初診日とは限りません。

*特定疾患医療費助成制度に該当する疾患があります。 *地域ごとの精度もあります *フロー図はイメージです。また各制度の担当部署に確認してください。